

(期間限定)

那覇市公設市場
チャレンジショップ
使用者募集要項

第一牧志公設市場 外小間部門

令和7年8月8日

那覇市経済観光部なはまち振興課
電話 098-863-1750

那覇市第一牧志公設市場チャレンジショップ使用者募集について

第一牧志公設市場は 1950 年の開設以来、市民、県民の台所としての役割のみならず、国内外から多くの観光客が訪れる、本市の観光拠点施設としての役割を担ってきました。

第一牧志公設市場では、魅力である相対売りを継承しつつ、マチグラーへ多くの人を誘引してにぎわいをけん引し、沖縄の食文化を継承・発展させるようなアイデアを持った商品を取り扱う事業者を募集します。

また、多くの事業者に出店の機会を提供するために、使用できる期間を 4 か月とします。

【市場の目標像】

- ア．沖縄食文化の継承・発展及び食育の推進拠点としての市場
- イ．相対売りの人情あふれるコミュニケーションのある市場
- ウ．良質な商品を介した消費者と生産者を結びつける市場
- エ．分かりやすい情報発信による“行きたくなる市場”
- オ．観光資源であるマチグラーの魅力を活かした地域観光に寄与する市場

市場の利用にあたっての注意事項

1. 市場の利用は、市長の許可を受ける利用許可であり、賃貸契約ではありません（那覇市第一牧志公設市場条例（令和 7 年那覇市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項）。
2. 使用期間は利用許可を受けた日から 4 か月です。期間内に原状回復までしていただく必要があります。
3. 利用許可の取消し、停止などによって利用者に損失が生じても、市は責任を負いません（条例第 16 条第 3 項）。
4. 店舗に内装工事等を行う場合は、市長の許可を受ける必要があります（条例第 10 条、第 19 条）。別添「C 工事(内装工事)の基準」をご覧ください。また、店舗を返還するときは、自己の費用で原状回復し、市長の検査を受けてください（条例第 23 条）。
5. 使用料の滞納等をした場合、市長は利用の停止、または利用許可を取り消すことがあります（条例第 16 条第 2 項）。

1 募集について

(1) 募集する店舗(小間)

対象店舗：第一牧志公設市場 1 階 外小間 1 店舗

利用許可の期間：4 カ月（原状復旧を含む）

※外小間部門での販売品目は、「精肉」及び「鮮魚」以外の食料品です。

※募集店舗の位置や使用料は後掲配置図をご覧ください(8 ページ参照)。

(2) 募集における留意事項

- ① 利用期間の満了後、更新はできません。
- ② 酒類の取り扱いとは認められません。
- ③ 本市のアンケート等の調査に応じること。(協力の期間は1年以内とする)
- ④ 事業計画書で提案した商品以外の販売は認めません。

(3) 応募資格

- ① 那覇市内に住所を有する者、那覇市内に法人登記された本社又は支店を有する法人
- ② 那覇市の市税及び国民健康保険税（または後期高齢者医療保険料）の滞納のないこと
- ③ 那覇市暴力団排除条例に規定する暴力団等に関係していない者

(4) 提出書類

個人の場合

書類名称	取扱い課
☐ 那覇市第一牧志公設市場使用者募集申込書	なはまち振興課 (6 階) ※市ホームページからダウンロード可。
☐ 暴力団等でないこと等に関する誓約書	
☐ 利用許可の期間に関する誓約書	
☐ 事業計画書	
☐ 本人確認書類(顔写真付き)の写し	
☐ 在留カード、旅券その他の就労に係る許可を得ていることが確認できる書類の写し（外国人の方のみ）	
☐ 住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの)	ハイサイ市民課 (1 階)
☐ 市民税「納税証明書（滞納のない証明書）」	市民税課(3 階)
☐ (75 歳未満)国民健康保険税「未納のない証明書」	国民健康保険課 (1 階)
☐ (75 歳以上)後期高齢者医療保険料「未納のない証明書」	
☐ (社会保険の方)保険証の写し	

いずれか一点

法人の場合

書類名称	取扱い課
☐ 那覇市第一牧志公設市場使用者募集申込書	なはまち振興課 (6階) ※市ホームページからダウンロード可。
☐ 暴力団等でないこと等に関する誓約書	
☐ 利用許可の期間に関する誓約書	
☐ 事業計画書	
☐ 代表者の確認書類(顔写真付き)の写し	
☐ 法人市民税 納税証明書(滞納のない証明書)	市民税課(3階)
☐ 登記事項証明書(全部事項証明)	那覇地方法務局
☐ 定款又は規約	

(5) 応募について

- ① 受付期間 令和7年9月29日(月)～令和7年10月3日(金)
- ② 受付時間 9時から17時まで(12時から13時及び土日を除く)
- ③ 提出先 なはまち振興課(那覇市役所本庁舎6階)※郵送、FAX 不可

(6) 利用許可予定者の選定方法

提出された応募書類について、経済観光部所管事業審査委員会による書面審査を実施し、必要に応じて面接審査を行い、利用許可予定者を決定します。

(7) 結果の通知

審査結果は全ての応募者に文書等で通知します。

(8) その他の注意事項

- ① 応募は1事業者につき1件とします。
- ② 審査の内容、審査経過は非公開とし、審査結果に対する異議は受け付けません。
- ③ 申し込みにあたって提出のあった書類はお返し致しません。
- ④ 営業に必要な食品衛生法等の関係諸法令に基づく許可や資格については、事前に保健所等へご確認ください。

2 利用許可予定者になったら

(1) 利用許可の申請

- ① 申請期限 令和7年10月下旬
- ② 受付時間 9時から17時（12時から13時及び土日を除く）
- ③ 提出先 なはまち振興課（那覇市役所本庁舎6階）※郵送・FAX 不可
- ④ 提出資料 下表のとおり

書類名称	取扱い課
☐ 那覇市第一牧志公設市場利用許可申請書	なはまち振興課 (6階)
☐ 従業員届(従業員を雇う場合)	
☐ 顔写真(縦4cm×横3cm) 1枚 ※直近3カ月以内 利用許可申請書に貼付してください。	

(2) 申請手続きの注意点

- ① 利用許可予定者に決定した方は、上記の提出書類を準備し直接持参すること。
- ② 利用許可予定者が辞退する場合、期限までに書類の提出が完了できない場合及び申込み内容に虚偽の記載、不正な申請等がある場合は、利用許可予定者の決定を無効または取消しとし、次点者が利用許可予定者となります。
- ③ 利用許可申請の手続き期間（日時）を厳守してください。

3 利用許可

(1) 利用許可証の交付

- ① 利用許可証は、応募者本人へ交付します。
- ② 利用期間は利用許可を受けた日から4か月とし、原状復旧を含めた期間となります。

(2) 利用の開始(準備及び開業)

- ① 原則として利用許可日から30日以内に開業してください。使用料は利用許可期間の初日から発生します。
- ② 開業が遅れる場合は、事前に市の担当者に連絡し、調整する必要があります。

(3) 市場使用料及び電気水道料

- ① 市場使用料は当月払いです。利用月の月末が納付期限日となります。
- ② 電気水道料は各店舗の使用実績による実費分及び共用負担分(店舗面積や事業者数で按分)を、利用月の翌月20日頃請求します。
- ③ 支払い方法は口座振替、または納付書による支払いとなります。納め忘れないよう口座振替のご利用をお願いします。
- ④ 営業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者の責任において処理する必要があります。

(4) 市場の営業時間など

- ① 市場全体の営業時間は条例で定められており、当該営業時間外での営業はできません。
- ② 市場全体の営業時間及び休日は、現在のところ次のとおりとなっています。

営業時間	休日
午前 8 時から午後 10 時の間	定休日 毎月第 4 日曜日（12 月は除く） 定休日以外の休日 正月休み：1 月 1 日・2 日・3 日 上記の他、臨時休業があります。

(5) 利用期間中に必要な申請・届出など

申請が必要な状況	申請書名
店舗の形状に変更を加え、または工作物等を設置しようとするとき	那覇市第一牧志公設市場原状変更等許可申請書
小間内で簡易な作業を行おうとするとき	作業承認申請書
従業員を雇ったとき	従業員届
営業を開始したとき	営業開始届出書
申請書等に記載した内容に変更があったとき	那覇市第一牧志公設市場利用変更申請書

(6) 設備の設置、改装及び修繕について

- ① 利用する店舗には、営業に必要な設備は備え付けられていません。必要な設備の設置、改装は使用者自身で行うこととなります。
- ② 設備の設置、改装及び修繕を行う場合は、事前に市と調整の上、作業する日の 7 日前までに「那覇市第一牧志公設市場原状変更許可申請書」（市様式）と必要書類を提出し、市長の許可を受けてください。許可を受けずに設置等を行うと条例違反となります。
 ※設置可能な設備については、原状回復が可能なもの、又はのちの使用に支障のないものに限り（原則として移動が可能なもの）。
 ※設置する電気設備については、小間で使用できる電気容量に限度があります（別添「C 工事(内装工事)の基準」を参照ください）。
- ③ 店舗の装飾は、市場全体や他の店舗と調和のとれた装飾としてください。
- ④ 店舗内の設備等の修繕は、使用者が行ってください。
- ⑤ 工事の際には、他の使用者の迷惑にならないよう十分な配慮と対策を行ってください。また、必要に応じて周辺店舗使用者と調整を行ってください。

(7) 主な遵守・禁止事項

- ① 利用許可（条例第 8 条）
 - ・市場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- ② 禁止事項
 - ・利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供すること。
 - ・市長の許可なく、店舗の原状を変更すること。

③ 物件の撤去及び搬出（条例第 24 条）

市長は、利用を終了した利用者に対し、市場に放置された物件の搬出又は撤去を命ずることができる。

④ 利用許可の取消し等（条例第 16 条第 2 項）

利用者が次のいずれかに該当するときは、市長は施設の利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

- ・ 条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- ・ 利用許可に付した条件に違反したとき。
- ・ 使用料その他この条例による利用者の義務に属する費用を納期限までに納付しないとき。
- ・ 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- ・ 市場の建物、設備若しくは備品を損傷し、又は滅失したとき。
- ・ 管理に支障を及ぼしたとき。

(8) その他

第一牧志公設市場には、事業者が組織する組合があり、活動に伴って生じる廃棄物の処理や一部設備の維持管理等を一括して実施しています。詳しくは、市場組合へご確認ください。

4 お問い合わせ

所在地：那覇市泉崎 1-1-1（那覇市役所本庁舎 6 階）

那覇市 経済観光部 なはまち振興課 市場管理グループ

電話：098-863-1750 FAX：098-863-1752

事務取扱時間：土日祝日を除く、9 時～17 時（12 時～13 時を除く）

【那覇市第一牧志公設市場位置図】



【受付場所（那覇市役所6階平面図）】



※駐車場は有料です。

（60 分内 100 円、以降 30 分 300 円）

公共交通機関の利用をおすすめします。

Makishi Public Market 公設市場 1階

松尾19号線



部門	募集店舗番号	1 m ² 単価	面積（参考）	月額使用料
外小間	71	5,500 円	6.21 m ² (間口 2.20m、奥行 2.43m)	34,155 円

8